

# 役に立つ葬儀の話 Vol.41



葬儀を経験した事のある方は、「満中陰志」という言葉を聞いた事があると思います。人が亡くなってから49日間を「中陰」と言い、中陰が満ちて四十九日の忌明けを迎えた事を「満中陰」といいます。満中陰志は、忌明け法要が終わった後に「おかげさまで無事満中陰を迎えることができました」という感謝の気持ちを込め、あらためて返礼品に挨拶状を添えてお返しをすることです。

このお返しの手配を経験されたことがある方なら分かると思うのですが、なかなか大変な労力がかかります。お香典を整理し、弔問や会葬に来られた方の記帳カードと照らし合わせ、返礼品を一つ一つ決めそのリストを作成する…様々な手続きと並行して忌明けに間に合うように手配を済ませておかないとならないからです。

ドリーマーでは、ご当家の負担を少しでも減らすことができるよう「当日返し(即日返し)」を取り扱っております。その名の通り、当日全てのお返しが終わるというシステムです。ご参列頂いた方は、通常通り住所、氏名、連絡先をご記入頂くと共に香典金額をチェックする欄を設けておりますので、該当する箇所にチェックをして頂きます。その金額に応じた返礼品を引換券時にお渡しさせて頂きます。

その場で返すメリットとして、

- 弔問、会葬に来られた方が返礼品を選ぶことができる。
- 記帳カードに住所や番地の記入がなく送り先がわからない場合でも調べずに確実にお渡しできる。
- 後日郵送しなくともよい為、送料がかからない。
- お香典を整理してのリスト作成や、返礼品の商品を選ばなくてよい。

最近では、メリットが多いと「当日返し(即日返し)」を選ばれる方も多くなってきました。  
もちろん忌明け後にお返しすることも対応可能ですのでお気軽にご相談ください。



加地敦史

## はなだより～櫻(しきみ)と桺(さかき)～

木々の葉の色が変わり始め、秋の訪れも目に見えてわかるようになってきました。私たち生花部にも馴染み深い木といえば、櫻(しきみ)と桺(さかき)です。櫻(しきみ)と桺(さかき)は見た目が似ていて、見分けが難しいですよね。でも、種類も特徴も違う植物なんですよ！今回はその違いについてご紹介します！

### 櫻(しきみ)…マツブサ科シキミ属

名前の由来は、四季を通して美しいことから「しきみ(四季見)、しきび(四季美)」や、有毒の実を持つことから「悪しき実(悪を省略して「しきみ」)」など諸説あります！土葬が中心だった昔、動物が掘り返してしまう問題があり、嫌う臭いや毒を持つ櫻を使い対策していたことから仏事に使われるようになった始まりと言われています。

### 見分け方

- 櫻(しきみ)の葉…  
・緑の部分が波打った形、桺よりも柔らか  
・5枚で1セットの葉っぱの付き方  
・葉を折ったり揉んだりすると抹香臭
- 桺(さかき)の葉…  
・平べったく梢円形、桺よりも硬い  
・1つの枝から左右対称な付き方  
・桺(しきみ)より葉の色が濃い



櫻(しきみ) 桺(さかき)

似てはいるけれど、全く違う植物なのがよくわかりますね！用途も仏事、神事と異なるので、間違えてはいけません。お店で購入される際は、お店の方に確認すると間違いないですね。機会があれば、櫻(しきみ)の香りも是非確かめてみてください！

## 「相続税改正の影響」と「相続税がかかる人」

平成27年に相続税の課税強化となる改正が行われ、「基礎控除額」が大幅に引き下げられました。この「基礎控除額」とは、相続税の計算をする場合の相続財産から差し引く控除額で、相続税の課税最低限度額でもあります。つまり、相続財産が基礎控除額以下であれば相続税は課税されません。改正ではこの「基礎控除額」が40%減額されたため、より多くの相続人が課税対象になり、相続税がかかる人は2倍弱に増加しました。さらに、最高税率が50%から55%に引き上げられ、税負担も増加しています。

「相続財産になるもの」には、亡くなった人が持っていた本来の財産である現金に預貯金、土地や建物、証券類等とともに、こつこつためた専業主婦のへそくり、子や孫のための名義預金、そして110万円の贈与税の非課税枠を利用した相続開始前3年以内に贈与された財産も含まれます。

また、本来の財産ではありませんが、実質的に財産を取得したのと同じ経済的効果がある死亡保険金・死亡退職金もみなし相続財産と呼ばれ相続財産に含まれます。(相続人一人につきそれぞれ500万円の非課税枠あり)

「相続税がかかる人」は、被相続人の「相続財産になるもの」から借金などの債務と葬式費用をマイナスした金額が、平成27年に減額改正された「基礎控除額」を超える人で、その超えた部分に相続税が課税されます。

「相続税がかかる人」は相続対策が必要になりますが、相続税の節税対策は、2度目の相続のことも考えなければなりません。親からの相続は2回（父・母）あり、最初の相続のときは、配偶者に対する優遇措置が使えるため税負担が比較的軽くすみますが、2度目の相続は配偶者に対する優遇措置が使えないでの、税負担が大きくなるのが一般的です。しかし、分割の仕方によって2回の相続税の合計額が大きく変わり、2度目の相続で思わず税金を支払うことにもなりかねないため、二次相続まで見越した検討が大切です。

相続税は土地の評価、分割の仕方などによって大きく税額が変わることがあり、相続に強い専門家に相談することが重要です。さらにセカンドオピニオンも積極的に利用してください。

詳しい話が気になる方は、平成30年12月に西条で、平成31年1月に新居浜でセミナーの開催を予定しており、同時に無料相談も行いますので、ぜひ、足をお運びください。開催日程など詳細が決まりましたら改めてお知らせいたします。

JBAグループ

ドリーマーではお客様にご満足して  
いただけるサービスを提供するため  
スタッフを募集しております。

## ドリーマー社員大募集!!

お仕事をお考えの方！私たちと一緒に働きましょう！！未経験からはじめたスタッフがほとんどです。  
知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。  
ご連絡をお待ちしております。

**[正社員]** 葬祭部 基本給 187,000円～293,000円

冠婚部 基本給 169,400円～264,000円

(休日/月6日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

**[葬祭献茶スタッフ]** 時給 800円～1,200円 (出勤可能な希望日 要相談)

セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

**[営業パート]** 時給 800円～1,500円 (週4日)

冠婚葬祭においてドリーマー会員の必要性を  
伝えるながら、会員募集営業をするお仕事です。



まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは

**0897-35-1110**

担当 戸田

まほろば

第58号



株式会社ドリーマー  
ご葬儀かわら版

0120  
44-5880